

令和 8 年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信事業委託仕様書

1. 業務名

令和 8 年度大阪府介護職・介護業務の魅力発信事業

2. 業務の目的

介護分野の有効求人倍率は、全国的に見ても、他産業に比べ高い状態で推移しており、慢性的な人材不足状態が続いている。今後、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、大阪府では、**2026 年**には、約 2 万 4 千人の介護職員が不足すると推計しており、若い世代の参入を促進するための明確なインセンティブを作り出すことは、将来に向けての安定的かつ継続的な人材確保を進めていく上で、重要度が高くなってきている。

しかし、若年層は、核家族化等により、高齢者との関わりが減少していることから、介護に対する関心が低く、仕事内容の具体的なイメージができず、また、介護に対するマイナスイメージがあること等から、就きたい職業として介護職が選択されていない。

そのため、府内の小学生、また、その将来の進路選択に影響をもつ保護者が、介護職の仕事内容を具体的にイメージできるよう魅力発信を行い、興味・関心を高めることで、将来に向けて安定的かつ継続的な介護人材の確保を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 **31** 日（水曜日）まで

4. 委託上限額

6,850,000 円（消費税及び地方消費税含む）※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 主なターゲット

- （１）府内の小学生
- （２）上記（１）の保護者（小学生の将来の進路選択に強い影響を与えると想定される者）

6. 業務内容及び企画提案を求める事項

（１）介護職・介護業務の魅力発信

①体験型イベントの実施

【業務内容】

主なターゲットを含む介護に興味・関心が薄い一般府民が、介護に関して適切に理解し、介護に関する具体的なイメージ及び興味・関心を持たせるためのイベントを 1 回以上実施すること。また、イベント開催にあたる周知については、積極的かつ効果的に周知を行うこと。

【提案を求める事項】

参加目標人数記載のうえ、具体的な実施内容・手法（周知方法も含む）、実施スケジュール

業務遂行にあたり「参加者全員に〇〇を配布」「参加者の中から抽選で〇名に〇〇割引券をプレゼント」のような手法は用いないこと。

※上記のような手法は「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）」第 2 条第 3 項に規定される「景品類」に該当する場合があるため。

②広報（YouTube チャンネルの管理・運営を含む）

【業務内容】

各ターゲットに効果的かつ継続的な情報発信を行うこと。また、YouTube チャンネル（大阪府 介護にキュン♡チャンネル）の広報、管理・運営も行うこと。

【提案を求める事項】

効果的かつ具体的な広報手法及び実施スケジュール

なお、既存動画等も活用すること。また、活用媒体、情報発信の期間及び回数等は、各ターゲットにおいて、訴求効果が高くなるように提案すること。

③その他、介護に関する魅力発信にかかる取り組み

【業務内容】

各ターゲットの特性に合わせ、過去の取組と出来るだけ重複しない新たな手法で、介護職・介護業務の魅力を発信すること。

また、業務内容（１）①及び②と連動させ、実施すること。

【提案を求める事項】

具体的な実施内容、実施手法及び実施スケジュール

（２）効果検証

【業務内容】

具体的な **KPI**（業務毎のプロセスと数値目標）を設定すること。業務の効果検証を実施すること。

なお、イベント等の効果測定については、アンケートを必ず実施し、効果検証すること。

【提案を求める事項】

目的達成に向けた具体的な **KPI**（業務ごとのプロセスと数値目標）、業務効果の分析・検証手法

7. 企画提案にあたっての留意事項

- ・ 小学校へ訪問して実施する出前講座等は学校側と調整が必要であり、必ず実施できる取組ではないため、それらの取組を企画提案内容としないこと。
- ・ 府内の小学校宛ての、紙でのチラシ配布については、各学校に送付できないため、積算に入れないこと。
- ・ 新しく府のキャラクターを制作することはできないため、提案に入れないこと。
- ・ 特設サイト等を作成する場合は、単年度事業であることを踏まえて作成すること。
- ・ 啓発物等作成にかかる経費を積算に入れる場合は、予備数も含めて余裕を持った積算を行うこと。
- ・ 別紙１「過去の取組一覧」を参照すること。動画を作成する場合は、魅力発信のアプローチ方法を変更するなど、類似内容は提案しないこと。目標達成に向けて最も効果的な取組を提案すること。

8. 本業務実施にあたっての留意事項

（１）個人情報等の取扱い

- ・ 受注者は、本業務で知りえたいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。

- ・本事業で入手した個人情報等を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

(2) 著作権

- ・本業務に係る全ての成果品の著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、府に帰属する。
- ・受注者は成果品に係る著作権者人格権を一切行使しないものとする。
- ・受注者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら府の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 業務実施体制

- ・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要な人員を配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(4) その他

- ・受注者は、業務の実施に際して常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
また、府は、受注者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- ・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は府と協議し、府の承認を得るものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に府と受注者が協議の上、決定する。

9. **業務完了後府へ提出するもの**

(1) 提出物

- ① 実績報告書
- ② チラシ、動画等の各種電子データ
- ③ その他府が指定するもの

(2) 納品場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 2 番 12 号 大阪府庁別館 8 階
大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ